

大島地区衛生組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

大島地区衛生組合 管理者

安田 水平

大島地区衛生組合規則第1号

大島地区衛生組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大島地区衛生組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年12月4日規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第7条から第10条まで1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（処理困難物等）

第6条 一般廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）第6条の3第1項で規定するもののほか、条例第6条第2項第4号及び第5号で規定するものは次のとおりとする。

2 前項で規定する一般廃棄物のうち、搬入を禁止する品目は、別表第1のとおりとする。

3 第1項で規定する一般廃棄物のうち、搬入を制限する品目並びにそのサイズ及び制限量は、別表第2のとおりとする。

4 前項で規定する一般廃棄物を搬入する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、管理者が特に認めたときは、その限りではない。

（1）別表第2で指定するサイズ以下で搬入する。

（2）一度の搬入で制限量を超えて搬入してはならない。

（3）一週間で累計の搬入量は、制限量以内とする。

（4）品目ごとに分別して搬入するものとする。

5 第3項で規定する一般廃棄物を累計で制限量を超えて搬入する者は、処理困難物等搬入申請書（別記第4号様式）を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特に認めたときは、その限りではない。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1 (第6条関係)

品目	
自動車	パソコン, モニター
オートバイ (原動付自転車)	冷蔵庫, 冷凍庫
船, ジェットスキー	エアコン
LP ガスボンベ	テレビ
農薬, 劇薬	洗濯機, 衣類乾燥機
消火器	

別表第2 (第6条関係)

品目	サイズ	制限量
建築廃材 (木材)	1 5 0 cm × 3 0 cm × 3 0 cm	3 5 0 kg (左記の品目合計で上記の制限量とする。)
建築廃材 (スレート, 外 枠パネル, 石膏ボード及 びそれに類するもの)	1 8 0 cm × 9 0 cm	
建築廃材 (コンクリー ト, 瓦, タイル類及びそ れに類するもの)	6 0 cm × 3 0 cm × 3 0 cm	
建築廃材 (プラスチック 及びそれに類するもの)	1 5 0 cm × 3 0 cm × 3 0 cm	
建築廃材 (金属及びそれ に類するもの)	1 5 0 cm × 3 0 cm × 3 0 cm	
建築資材 (紙及びそれに 類するもの)	1 8 0 cm × 9 0 cm	
畳		

第3号様式を次のように改める。
第3号様式（第5条関係）

処分手数料免除申請書

年 月 日

大島地区衛生組合
管理者 様

申請者 住所
氏名

大島地区衛生組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定により次のとおり、申請します。

廃棄物の種類	
廃棄物の重量	
申請の理由	

第4号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条関係）

搬入許可取消・搬入停止・措置命令通知書

年 月 日

様

大島地区衛生組合

管理者

貴方は、大島地区衛生組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例第9条第1項第 号の規定に該当するので、大島地区衛生組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第8条の規定により、次のとおり通知する。

通知事項	
通知内容	

名瀬クリーンセンター

ごみ搬入許可条件

- 1 許可書は、常に携帯し職員から提示を求められた場合は、速やかに提示すること。
- 2 許可を受けた廃棄物以外のものを搬入しないこと。一旦、計量した廃棄物でもプラットホームでチェックし適当でないものが混入していた場合等は、搬入を拒否することがあります。
- 3 計量カードの貸与を受けた事業者等は、指定車両以外で廃棄物を搬入しないこと。
- 4 許可書及び計量カードを紛失又は破損した場合は、速やかに届け出ること。ただし、再発行の場合は実費負担とする。
- 5 処分手数料は、搬入の都度現金で納入すること。
- 6 廃棄物を搬入しようとするときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみを分別し搬入すること。
 - (2) 産業廃棄物及び爆発性、有毒性、発火性その他の危険物を搬入しないこと。
 - (3) 洗車場等の構内設備を利用する場合は、速やかに行い利用後は各自で清掃を行うこと。
 - (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をしないこと。
 - (5) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
 - (6) 所定の場所以外の場所に出入りしないこと。
 - (7) 搬入時間（午前：8：30～12：00、午後13：00～16：45）を遵守し、ごみの搬入から退出までを搬入時間内に行うこと。
 - (8) 運転の際は、構内全域で徐行の上、標識・表示に従い安全運転を心がけること。
 - (9) 組合職員の指示に従うこと。
 - (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守し搬入を行うこと。
- 7 条例、規則に基づき当該許可条件等に違反した場合は、搬入許可の取消し、又は搬入の停止、その他必要な措置を命ずることがある。
- 8 クリーンセンターの施設、設備その他の物件をき損し、又は滅失した場合は、損害賠償しなければならない。

大島地区衛生組合
管理者

第3号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式（第6条関係）

処理困難物等搬入申請書

年 月 日

大島地区衛生組合
管理者 様

申請者 住所
氏名

大島地区衛生組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第5項の規定により、次のとおり申請します。

また、同規則及びその他関係法令を遵守し搬入を行います。

発生場所	
搬入者	
申請者と搬入者の関係	本人，親族，許可業者，その他 ()
廃棄物の種類	
搬入予定量	
搬入期間	年 月 日～ 年 月 日

受付欄				
重量				
受付欄				
重量				

(注) 太枠内のみ記入してください。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。